

(説明資料)北九州市保護犬ねこ不妊去勢サポート事業で補助を受けるには

1 団体(個人)の登録

補助を受けるには、まず、譲渡活動を行っている団体や個人で動物愛護センターに登録します。

登録申請様式:様式第1

(注意事項)

- ・補助券の交付数に上限を設けていますが、団体と個人で上限が異なります。団体の場合オス 5 頭、メス 10 頭、個人の場合オス 1 頭、メス 2 頭です。補助券の交付状況に応じて追加交付することがあります。また、上限に達していないときでも、全体で補助予定頭数に達したときは交付できません。
- ・登録の時期によって、上限以上に交付を受ける方、上限未満しか交付を受けられない方がいらっしゃる可能性があることをあらかじめご了承ください。
- ・登録までに団体として登録するか個人として登録するか選択してください。
- ・団体として登録するには、代表者を含め2名以上でなければなりません。
- ・代表を定めていない団体であっても、1 名を代表者として申請してください。
- ・北九州市外に在住の方が個人として登録することはできません。
- ・団体の本部が市外である場合や代表者が市外在住であっても、支部が市内にある場合や構成員が市内在住であれば登録することができます。活動の本拠地を記載する欄がありますが、その欄は団体の本部や代表者住所でなくとも、支部、飼養施設、構成員の住所でも構わないので、北九州市内を記入してください。
- ・個人として登録した方は、他の団体の代表者や構成員として登録することはできません。
- ・団体の代表者や構成員として登録した方は、個人として登録することや他の団体の代表者や構成員として登録することはできません。

2 病院のリスト

動物愛護センターから、補助券を使うことができる動物病院のリストをお渡しします。

3 手術する犬又は猫の申請

手術を受けさせる犬又は猫が決まったら、その犬や猫の情報を記載した申請書で補助の申請をします。

補助申請様式:様式第2

(注意事項)

・補助の申請は、1頭ごとに行います。

・補助の対象となる犬又は猫は、北九州市内で保護されたものに限りです。

・犬の場合、登録と狂犬病予防注射を受けていることが必須です。予防注射済の犬は、注射済票を提示してください。

市内で登録している犬で、今年の予防注射は済ませていて注射済証を持っているものの、注射済票を交付されていない場合、窓口で注射済証を提示していただくことで、注射済票の交付ができます(別途、手数料550円必要)。

市外で飼養、登録している場合、登録している自治体の鑑札と注射済票を提示してください。

未登録の犬で市内の住所で登録するときは、申請のときに同時に窓口で登録することが可能です(別途、手数料 3,000 円必要)。マイクロチップでの登録を希望する場合は、事前にマイクロチップの埋め込みと環境省への登録を済ませておいてください。

申請時に予防注射が済んでいないときは、手術を実施する病院と相談して予防注射を行ってください。

4 補助券の交付

手術を受けさせる犬又は猫の情報を記載した補助券を 1 頭ごとに交付します。

(注意事項)

・補助券には手術を受けさせる犬又は猫の情報を記載しています。記載された犬又は猫以外の手術には使わないでください。

・補助券に記載されている犬又は猫以外の手術を受けさせても補助を受けることができません。

5 手術日の予約

動物病院のリストから、手術を受けさせる病院を選び、連れて行く日程をご自身で病院と調整します。予約ができたなら動物愛護センターにご連絡ください。

(注意事項)

・お渡しするリストには、受け入れ可能な日程等を記載していますが、必ず病院と事前調整をした上で受診してください。

・補助券が交付されてから、1週間以内に病院を予約して、予約完了の連絡をしてください。(手術日は、1週間以内でなくとも構いません)

6 手術

動物病院に補助券を渡して手術を受けます。

(注意事項)

・補助額はオス 5,500 円(税込み)、メス 11,000 円(税込み)(犬猫ともに)です。費用のうち補助額を上回る部分については、手術を受けさせた方がお支払いください。

・手術にかかる費用については、手術する病院にお確かめください。手術に伴う検査、入院費用がかかることがあります。

・費用又は手術その他医療行為に伴うトラブルについては、動物愛護センターは介入しませんので、病院との間で解決してください。

7 補助券の返還

補助券を交付されたものの、手術を受けさせないことになったときには、その補助券を動物愛護センターに返還してください。

(注意事項)

・令和 7 年 3 月 31 日までに手術を受けさせてください。これまでに間に合わない場合は、補助券を返還してください。

8 手術後の報告

補助を受け手術した犬猫がその後どのようなようになったか、令和 7 年の 5 月末までに動物愛護センターに報告してください。

報告様式:様式第3

(注意事項)

・死亡した場合や引き続き飼育している場合も報告してください。